

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 令和7年度公立学校共済組合員資格等確認調査
- 2 契 約 期 間 契約の日から
令和8年 3月31日まで
- 3 業務委託料 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 4 契約保証金 免除
- 5 納入期限 令和7年9月2日16時
- 6 納入場所 札幌市中央区北4条西7丁目 緑苑木下ビル1F
公立学校共済組合北海道支部会議室

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

札幌市中央区北3条西7丁目
委託者 公立学校共済組合北海道支部
支部長 中島 俊明

受託者

(総則)

第1条 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領(以下「要領」という。)に従い、誠実に、この契約を履行しなければならない。

2 乙は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、甲は、その対価である業務委託料を乙に支払うものとする。

3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務処理計画書の提出)

第4条 乙は、この契約締結後速やかに、要領に基づき、業務処理計画書を提出するものとする。

(業務担当員)

第5条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者)

第6条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者の変更請求等)

第7条 甲は、業務処理責任者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付して、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又はその全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、甲は、乙に対し通知するものとし、業務委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における甲の賠償額は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(著作権等の取扱い)

第9条 乙は、委託業務の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、甲に移転しなければならない。

(調査等)

第10条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(完了検査等)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに、当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書及び成果品を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により提出された成果品について、その提出の日から起算して10日以内に検査を行い、その結果を乙に通知するものとする。

3 乙は、成果品が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補正しなければならない。この場合においては、補正の完了を委託業務の完了とみなし、前2項の規定を適用する。

4 成果品の引渡しは、第2項による甲の合格の通知を発した日をもって完了したものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

第12条 乙は、成果品の引渡しが完了したときは、甲に対して業務委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に乙の指定する金融機関に振込み支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により委託料の支払いが遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、その成果品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞)

第14条 乙の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合においては、甲は、違約金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、委託期間の業務満了の期限の翌日から業務完了の日までの日数に応じ、業務委託料の額につき、年2.5パーセントの割合で計算して得た額と

する。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により第12条第2項の業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 甲が、その責めに帰すべき理由により第11条第2項の期間内に検査しないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第12条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなし、前項の規定を適用するものとする。

（秘密の保持）

第15条 乙は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

（甲の任意解除権）

第16条 甲は、委託業務が完了するまでの間は、次条から第21条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、甲が賠償すべき損害額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（甲の催告による解除権）

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。

(3) 委託期間内に委託業務の処理が完了しないとき又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（甲の催告によらない解除権）

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 乙がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

(7) 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第19条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条及び第28条において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第28条において同じ。)を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)が提起されなかったとき。

(2) 乙が納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第28条において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)

(3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙に対して行われたときは処分の

取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は地方公務員等共済組合法施行規程第30条第2項の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

- (6) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（甲の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第20条 第17条各号又は第18条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき理由によるものであるときは、甲は、第17条又は第18条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第21条 乙は、甲がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第22条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の2分の1に相当する日数（委託期間の2分の1に相当する日数が30日を超えるときは30日）を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部であるときは、その一部を除いた他の部分に係る業務が完了した後、30日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（乙の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限）

第23条 第21条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき理由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第24条 甲は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、既に行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

(甲の損害賠償請求等)

第25条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の10分の1に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき理由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。
- 4 第1項の場合（第18条第6号又は第8号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって同項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額に不足するときは、乙は、当該不足額を甲の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が業務委託料の10分の1に相当する額を超過するときは、甲は、当該超過額を返還しなければならない。

第26条 乙は、この契約に関して、第19条各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(委託業務の処理に関する損害賠償)

第27条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定により賠償すべき損害額は、甲と乙とが協議して定めるものとする。
- 3 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(乙の損害賠償請求等)

第28条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない理由によるものであると

きは、この限りでない。

(1) 第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約不適合責任期間等)

第29条 甲は、引き渡された成果品に関し、第11条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 甲は、成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果品の契約不適合が要領の記載内容又は甲の指示により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(相殺)

第30条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(個人情報の保護)

第31条 乙は、個人情報の保護について細心の注意をもって管理するものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約に定めのない事項)

第32条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲と乙とが協議して定めるものとする。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

公立学校共済組合北海道支部（以下「委託者」という。）から個人情報を取り扱う業務の委託を受けた受託者（以下「受託者」という。）は、契約書、仕様書等に定める事項のほか、この特記事項に従って契約を履行しなければならない。

（個人情報の保護）

第1 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、「公立学校共済組合個人情報保護規程」（以下「保護規程」という。）その他関係法令に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

なお、この契約による業務を処理する上で、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項及び第2条第8項に定める個人番号及び個人番号をその内容に含む特定個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」や個人情報保護法その他関係法令の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

（定義）

第2 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人 情 報 保護規程第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- （2） 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- （3） 個人 番 号 番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- （4） 特定個人情報等 個人情報、特定個人情報及び個人番号を総称したものをいう。

（責任体制の整備）

第3 受託者は、個人情報等の安全管理について、内部における責任体制（個人情報等の漏えいの発生等に備えた連絡・対処体制を含む。）を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第4 受託者は、この契約による個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、作業責任者に、従事者が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。また、受託者は、作業従事者に、作業責任者の指示に従い本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

（取扱区域の特定）

第5 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報を取り扱う場所（以下「取

扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第6 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第7 受託者は、本委託等業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報等を、他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、顧客情報等の営業秘密を取り扱う場合、経済産業省が策定する営業秘密管理指針（平成15年1月30日（最終改定：平成31年1月23日））において示される水準以上の対策を講ずるものとする。
- 5 受託者は、本委託等業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、本委託等業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報等が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第10 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の安全管理措置)

第11 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報等を保持している間は、漏えい、漏示、毀損及び滅失することのないよう、各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報等の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報等を取り扱う事務の範囲及び同事務に従事する作業責任者及び作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業責任者及び作業従事者の監督及び教育を行うこと。
- (4) 個人情報等を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人番号の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を

行うこと。

- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。
- (6) この契約による業務を処理するするために使用することとしたパソコン等（外部記録媒体を含む。以下同じ。）以外のパソコン等を使用しないこと。
- (7) この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他情報漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしないこと。
- (8) 個人情報等を保管する際は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管すること。
- (9) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を講じること。
- (10) 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検を行うこと。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第12 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報等について、委託者の指示又は承諾を得ることなく本託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（受渡し）

第13 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報等の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

（個人情報等の返還、消去又は廃棄）

第14 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報等について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

2 受託者は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報等の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

2 受託者は、個人情報等の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 受託者は、第1項の規定により個人情報等を廃棄する場合には、当該個人情報等が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報等を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 受託者は、個人情報等を消去又は廃棄した場合には、消去又は廃棄した日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第15 受託者は、委託者から、個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報等の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査及び調査）

第16 委託者は、本委託等業務に係る個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができるものとし、受託者は、委託者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故時の対応)

第17 受託者は、本委託等業務に関し個人情報等の漏えい等の事故（そのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 受託者は、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事態に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。この場合、受託者は、委託者が事実関係の公表に当たって受託者の名称及び代表者氏名を公表することがあることを承諾するものとする。

(契約解除)

第18 委託者は、受託者が特記事項に定める義務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

3 受託者が、第1項の規定に基づき契約を解除された場合、委託者は、受託者の名称及び違反事実を公表することができる。

(損害賠償)

第19 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第20 この特記事項について疑義等が生じたとき又はこの特記事項若しくは仕様書に定めのない事項については、両者協議の上定める。